

就労体験利用に係る負担軽減に資する支援金の支払いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労準備支援プログラムにおける支援内容の一つである就労体験の利用に係る交通費の負担軽減に資する支援を行い、就労体験の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労準備支援事業 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第4項に規定する「生活困窮者就労準備支援事業」をいう。
- (2) 就労準備支援プログラム 就労準備支援事業の支援決定を受けた者の個人毎に策定される支援プログラムをいう。
- (3) 支援プラン 生活困窮者への支援の種類及び内容等を記載した自立相談支援機関が作成する自立支援計画をいう。
- (4) 支援調整会議 支援プランの適切性の協議等を行うために、自立相談支援機関が開催する会議をいう。

(支援対象者)

第3条 就労体験の利用に係る負担軽減に資する支援金（以下「負担軽減支援金」という。）を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成又は見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
- (2) 就労体験を利用することにより、一般就労に繋がる可能性が高い者

(支援の範囲)

第4条 支援対象者が受けられる負担軽減支援金は、公共交通機関を利用して就労体験先へ行くために要した交通費の実費に相当する額とし、就労体験先1箇所あたり10営業日、1営業日あたり2千円及び1人あたり年間3箇所を限度とする。

(支援の条件)

第5条 支援対象者が負担軽減支援金を受ける場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就労準備支援事業の実施主体による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること。
- (2) 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること。
- (3) 支援調整会議を踏まえ、支援プランに利用する就労体験先、就労体験の目的及

び交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること。

(請求)

第6条 負担軽減支援金を受けようとする支援対象者は、就労体験利用に係る負担軽減に資する支援金請求書(第1号様式)により市長に月単位で請求しなければならない。

(支払)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に負担軽減支援金を支払うものとする。

2 前項に規定する負担軽減支援金の支払いに関する予算は、就労準備支援事業を円滑に実施する観点から、報償費で計上するものとする。

(返還)

第8条 市長は、負担軽減支援金を受けた者が虚偽の請求その他不正な手段により支払いを受けたと認めるときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

就労体験利用に係る負担軽減に資する支援請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

就労体験利用に係る負担軽減に資する支援金（ 月分）として、就労体験先に行くために要した交通費の実費を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 就労体験実績

利用日	就労体験先 (所在地)	利用経路	交通費 実費額
(例) 令和7年 4月1日	株式会社船橋商事 (船橋市湊町2-10-25)	西船橋駅～(JR)～船橋駅	130円
合計			円

3 振込先口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
口座名義	
口座名義カナ	

-----就労準備支援事業担当者確認欄-----

上記の内容に相違ないことを確認しました。

年 月 日 氏名

印